

戦略分野・社会インフラ関連分野の人材育成・確保を推進するための
関係府省庁連絡会議の開催について

令和8年6月10日
内閣総理大臣決裁

1. 日本成長戦略における17の戦略分野及びそれを支える社会インフラ関連分野の担い手となる人材の育成・確保に向けて、各分野の業所管省庁による主体的な取組と、厚生労働省、文部科学省及び経済産業省による支援策を有機的に連携させることで、スキル標準の整備・可視化から、プログラム開発及びその提供までを一気通貫で進めるため、戦略分野・社会インフラ関連分野の人材育成・確保を推進するための関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この規程は、決裁の日から実施する。
2. 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和10年6月30日をもって、その効力を失う。ただし、附則第4項の必要な措置によって規程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。
3. 今後、連絡会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。
4. 内閣官房は、附則第2項の期限までに、連絡会議の運営状況等を勘案し、期限経過後の連絡会議の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。

議長 内閣官房副長官（衆）
議長代理 内閣官房副長官補（内政担当）
主査 内閣官房日本成長戦略本部事務局長代理
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省人材開発統括官
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省高等教育局長
経済産業省経済産業政策局長
構成員 内閣官房国土強靱化推進室次長
内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
内閣府知的財産戦略推進事務局長
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
内閣府健康・医療戦略推進事務局長
内閣府総合海洋政策推進事務局長
こども家庭庁成育局長
デジタル庁統括官（戦略・組織グループ担当）
デジタル庁統括官（国民向けサービスグループ担当）
総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
農林水産省大臣官房技術総括審議官
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
経済産業省イノベーション・環境局GXグループ長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務情報政策局長
資源エネルギー庁長官
国土交通省総合政策局長
国土交通省不動産・建設経済局長
国土交通省物流・自動車局長
国土交通省海事局長
国土交通省港湾局長
観光庁次長
防衛装備庁装備政策部長